



知つ得!!

国保

— 医療保険制度 あれこれ —

先月号の「自分の健康について」知っていますか?」の記事を掲載後、たくさんの反響をいただきました。「医療費通知の通院日数がおかしい。」「接骨(整骨)院で委任状を書いていない。」など、皆野町では集まった情報から、調査を実施し医療費の適正化を目指しています。

～接骨院(整骨院)にかかるとき～

接骨院(整骨院)での治療は、健康保険が使えない場合があります。

保険証が使えない場合

- ・医師の施術同意書のない骨折・脱臼の治療
- ・疲労などによる肩こり・筋肉疲労の治療
- ・慢性病や症状の改善のみられない長期の治療
- ・病院などとの重複治療
- ・通勤中・勤務中に負傷したもの(労災保険の適用)



接骨院(整骨院)での治療費の流れ

